

福井坂井地区広域市町村圏事務組合監査告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年9月28日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

監査委員 滝波 秀樹

監査委員 齋藤 則夫

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 監査種別  | 定例監査   |
| 2 監査対象  | 一般会計   |
| 3 監査範囲  | 平成30年度執行の財務事務  |
| 4 監査実施日 | 平成30年9月5日  |
| 5 監査結果  | 今回の監査は、執行された事務が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて実施した。その結果、監査の対象とした事務は、適正と認められた。 |